

別紙 10 G A P 拡大推進加速化事業

第 1 事業の実施方針

国際水準 G A P の実施及び認証取得の推進は、国産農畜産物の 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への食材供給のみならず、輸出拡大など、我が国の農畜産業競争力の強化を図る観点からも、極めて重要である。

このため、我が国の国際水準 G A P の実施及び認証取得の拡大が加速的に進展するために必要な施策を推進するものとする。

第 2 事業の内容

本事業は、G A P の実施及び認証取得の拡大を加速的に進展させるために必要な施策を推進するものであり、

- ① 農業者及び G A P の指導者を対象に、G A P の実施及び認証取得に必要な食品安全、環境保全、労働安全、人権保護等の取組について、関連する法令・制度等に関する理解を深化させ、G A P の実施内容の充実を図ることを目的とした研修会の開催等の取組を支援する「G A P 関連運動推進」
- ② G F S I に承認された我が国発の G A P 認証スキームである ASIAGAP について、アジアで主流の仕組みとなるよう、利用拡大と輸出促進に必要な取組を支援する「日本発 G A P の国際化推進」
- ③ 日本版畜産 G A P の普及・推進体制の強化を図るための指導員等の育成、G A P 認証取得、G A P 認証取得の準備段階の取組となる G A P 取得チャレンジシステムの普及等を支援する「畜産 G A P 拡大推進加速化」
- ④ 都道府県による G A P 指導体制の下で行う G A P 指導活動の推進及び G A P 認証の取得拡大の取組を支援する「G A P 取組・認証拡大推進交付金」

から構成される。

事業ごとの取組内容、事業実施主体、事業実施手続等については、次のとおり定めるものとする。

- 1 G A P 関連運動推進
Ⅰに定めるとおりとする。
- 2 日本発 G A P の国際化推進
Ⅱに定めるとおりとする。
- 3 畜産 G A P 拡大推進加速化
Ⅲに定めるとおりとする。
- 4 G A P 取組・認証拡大推進交付金
Ⅳに定めるとおりとする。

I G A P 関連運動推進

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

本事業においては、農業者及びG A Pの指導者を対象に、G A Pの実施及び認証取得に必要な食品安全、環境保全、労働安全及び人権保護等の取組について、関連する法令・制度等に関する理解を深化させることにより、G A Pの実施内容の充実を図ることを目的とし、以下の取組を行うものとする。

(1) 検討会の開催

農業生産現場における食品安全、環境保全、労働安全及び人権保護に係る各分野について、各種G A P認証の基準書における要求事項を踏まえ、特に対応が必要な法令・制度について、各分野の専門家を含めた検討会を開催し、情報整理を行うとともに、農業者に対する効果的な普及啓発方法等について検討する。

(2) 生産現場の実態調査及び普及啓発資料の作成

これまでに農業生産現場で発生した食品安全、環境保全、労働安全及び人権保護に係る事故や法令違反の事例について実態を調査し、その内容、発生原因及びそれらを防ぐための有効な対策について取りまとめを行う。その際、最新の知見や改正事項などを盛り込むよう留意するものとする。

さらに、検討会における検討内容や実態調査を踏まえ、特に生産現場に必要な取組について、普及啓発資料を作成する。特に、関係法令・制度については、その背景や趣旨についても解説することとし、農業者等がG A Pを実施するに当たって分かりやすいものとする。

(3) 研修会の開催

(2)の普及啓発資料に基づき、次に掲げる研修会を開催する。

ア 全国研修会

都道府県、市町村、農業者団体等のG A P指導員等を主たる対象とした全国研修会を1回以上及び現地視察研修を3回以上開催する。なお、研修会の開催時期については、農作業安全推進運動及び農薬危害防止運動との連動性を考慮するものとする。

イ 地方研修会

全国各地の自治体や関係機関と連携し、農業者を主たる対象とした地方研修会を開催する。なお、研修会は、全国9ブロック（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国及び九州沖縄）で各1回以上開催するものとする。

(4) 効果検証の実施

(3)の研修会の参加者に対して、自治体や関係機関と連携し、以下の点について調査し、研修受講による効果を検証する。

ア 全国研修会の研修資料の適切性、改善点等

イ 地方研修会の研修内容の理解度、改善点等

2 補助要件

(1) 本事業を実施するに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならないものとする。

ア 1の取組を全て実施すること。

イ 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。

ウ 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。

エ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

オ 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力（全国で啓発活動を実施するためのネットワークを有することを含む。）を有すること。

カ 事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その権利を制限せず、公益の利用に供することを認めること。

キ 事業の内容が成果目標の基準を満たしていること。

（2）本要綱別表1の10（1）に掲げる協議会とは、1の取組を行う能力を有する者で構成されるものであって、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約が定められているものとする。

3 成果目標の設定

（1）成果目標

100名以上が参集した全国研修会を開催するとともに、研修参加によりGAPに関する理解を深めた者の割合を全研修参加者の80%以上とする具体的な数値目標を設定すること。

（2）目標年度

（1）に掲げる成果目標の達成に係る目標年度は、事業実施年度とする。

4 審査基準

本要綱別表4の2の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

（1）GAPに関する理解

ア GAPに関係する国際的な動向について理解しているか。

イ GFSIの要求事項について理解しているか。

ウ 国のGAP関連施策について理解しているか。

エ 過去にGAPに関連する取組を行ったことがあるか。

オ 全国及び地域段階の研修の開催経験を有しているか。

（2）GAPに関連する法令・制度等に対する理解

ア 食品安全に関係する法令・制度等の動き、課題が具体的に整理されているか。

イ 環境保全に関係する法令・制度等の動き、課題が具体的に整理されているか。

ウ 労働安全に関係する法令・制度等の動き、課題が具体的に整理されているか。

エ 人権保護に関係する法令・制度等の動き、課題が具体的に整理されているか。

オ 団体認証の拡大に向けた課題が具体的に整理されているか。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要綱本体第6の1(1)に基づき、別添1-1により事業実施計画を作成し、生産局長に提出するものとする。

2 事業の承認

生産局長は、提出された事業実施計画の適否を審査し、適当と認める場合は事業実施計画を承認するものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第7の1に基づき、別添1-3により事業実施報告書を作成し、生産局長に報告するものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要綱本体第8の1(1)に基づき、別添1-5により自己評価を行い、生産局長に提出するものとする。

第4 その他

1 収益納付

(1) 事業実施主体は、事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる場合には、別添1-7により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる事項のあった年度の翌年度の6月末日までに生産局長に報告するものとする。

なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

(2) 生産局長は、(1)の報告書に基づき、事業実施主体が相当の収益を得たと認める場合には、会計年度の収益額に、事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た率を乗じた金額について、事業実施主体に納付を命じるものとする。

(3) 収益を納付すべき期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、納付を求める期間を延長することができるものとする。

2 管理運営

生産局長は、関係書類の整備等において、適切な措置を講じるよう、事業実施主体を十分に指導監督するとともに、事業の実施に必要な資料の提供を求めることができるものとする。

Ⅱ 日本発GAPの国際化推進

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

本事業においては、我が国農業競争力の強化及び輸出促進の観点から、GFSIに承認された我が国発のGAP認証スキームであるASIAGAPについて、アジアで主流の仕組みとなるよう、戦略的に推進することが必要である。

このため、ASIAGAPの利用拡大と輸出促進を目的とし、以下の取組を行うものとする。

(1) 検討会の開催

学識経験者、輸出専門家、東南アジア専門家、輸出業者等の構成員からなる検討会を設け、ASIAGAPのアジアにおける利用拡大に向けた推進方策等につき調査・検討を行う。

(2) 海外実需専門家の招聘

アセアン諸国のうち2か国以上から、輸入業者やバイヤー等の海外実需専門家を日本に招聘するとともに、ASIAGAPへの理解を深めるため、海外実需専門家に対してASIAGAP認証制度等の研修やASIAGAP認証取得農場の現地視察等を行う。

(3) ASIAGAP認証取得農産物に関する商談会等の開催

ASIAGAP専門家やASIAGAP認証取得農業者を日本から(2)で海外実需専門家を招聘した国に派遣し、(2)で招聘した海外実需専門家の協力の下、派遣国のバイヤーを主な対象とした説明会の開催等を通じたASIAGAPに関する普及活動の実施及びASIAGAP認証取得農産物の輸出のための商談会等の開催を行う。

2 補助要件

(1) 本事業を実施するに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならないものとする。

ア 1の取組を全て実施すること。

イ 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。

ウ 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。

エ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

オ 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。

カ 事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その権利を制限せず、公益の利用に供することを認めること。

キ 事業の内容が成果目標の基準を満たしていること。

(2) 本要綱別表1の10(1)に掲げる協議会とは、1の取組を行う能力を有する者で

構成されるものであって、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約が定められているものとする。

3 成果目標の設定

(1) 成果目標

1 (3) の取組において、商談を行った全バイヤーに占める「今後の商取引において、ASIAGAP を活用したい」との意向を示したバイヤーの割合を 30%以上とする具体的な成果目標を設定すること。

(2) 目標年度

(1) に掲げる成果目標の達成に係る目標年度は事業実施年度とする。

4 審査基準

本要綱別表 4 の 2 の審査基準の評価項目は、以下のとおりとする。

(1) G A P 及び ASIAGAP の理解度

ア G A P に関係する国際的な動向について理解しているか。

イ 国の G A P 関連施策について理解しているか。

ウ ASIAGAP をめぐる状況について理解しているか。

エ ASIAGAP の認証制度について理解しているか。

オ ASIAGAP の認証取得状況について理解しているか。

(2) ASIAGAP のアジアにおける利用拡大の方向性、手法等の理解度

ア 国の施策方向を踏まえた ASIAGAP の戦略的活用の推進について、具体的に整理されているか。

イ ASIAGAP のアジアにおける利用拡大について、具体的に整理されているか。

ウ 海外実需専門家の招聘や研修の手法について、具体的に整理されているか。

エ ASIAGAP 認証取得農産物の輸出促進について、具体的に整理されているか。

オ 商談会の手法について、具体的に整理されているか。

第 2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要綱本体第 6 の 1 (1) に基づき、別添 2 - 1 により事業実施計画を作成し、生産局長に提出するものとする。

2 事業の承認

生産局長は、提出された事業実施計画の適否を審査し、適当と認める場合は事業実施計画を承認するものとする。

第 3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第 7 の 1 に基づき、別添 2 - 3 により事業実施報告書を作成し、生産局長に報告するものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要綱本体第 8 の 1 (1) に基づき、別添 2 - 5 により自己評価を行い、生産局長に提出するものとする。

第4 その他

1 収益納付

- (1) 事業実施主体は、事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる場合には、別添2-7により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる事項のあった年度の翌年度の6月末日までに生産局長に報告するものとする。

なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

- (2) 生産局長は、(1)の報告書に基づき、事業実施主体が相当の収益を得たと認める場合には、会計年度の収益額に、事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た率を乗じた金額について、事業実施主体に納付を命じるものとする。

- (3) 収益を納付すべき期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、納付を求める期間を延長することができるものとする。

2 管理運営

生産局長は、関係書類の整備等において、適切な措置を講じるよう、事業実施主体を十分に指導監督するとともに、事業の実施に必要な資料の提供を求めることができるものとする。

Ⅲ 畜産GAP拡大推進加速化

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

本事業においては、日本版畜産GAPの認証取得経営体数の増加、国産畜産物に対する評価の向上等に向けて、日本版畜産GAPの認証取得、推進等の取組を支援するため、以下の取組を行うものとする。

なお、事業実施主体は、以下の取組のうちの一部のみを実施することもできるものとする。

また、以下の取組は、別添3-1に従って実施するものとする。

(1) 日本版畜産GAP認証審査支援

日本版畜産GAPの認証審査を推進するため、次に掲げる事業を実施するものとする。

ア 日本版畜産GAP審査体制の充実のための研修会の開催等

日本版畜産GAPの認証のための審査を行う者を育成するとともに、認証機関による認証を支援するため、日本版畜産GAPに関する専門知識や認証に関する研修会を開催する。

イ 日本版畜産GAP等認証の取得の推進のための支援

日本版畜産GAP等の認証の取得を推進するため、生産者等の支援対象者が認証等の取得に要する経費を支援する。

(2) 日本版畜産GAP指導推進支援

日本版畜産GAPの指導体制を整備し、日本版畜産GAPの認証取得を推進するため、次に掲げる事業を全国の区域、都道府県の区域又は市町村の区域で実施するものとする。

ア 日本版畜産GAP指導員の育成

日本版畜産GAPの推進に必要な指導員を育成するために行う研修会を開催する。

イ 生産現場における研修会の開催

日本版畜産GAPの認証取得の拡大を図るために行う、GAP認証に関する専門家、GAPに取り組んだ実績を有する生産者等を講師とした生産現場での研修会を開催する。

ウ 日本版畜産GAPの普及推進

日本版畜産GAPの認証を普及するために行う、GAPの取組に関する普及、GAPに取り組もうとする生産者への指導や、ICTを活用してGAP認証の取得に必要な作業工程管理を入力し、又は技術者等からのガイダンスを送受信するシステム（以下「ICTシステム」という。）の導入を支援する。

エ 日本版畜産GAP認証の取得に係る研修

日本版畜産GAPの認証取得を拡大するために行う、生産者等が日本版畜産GAPの認証取得を目指し、コンサルタントの指導を受ける取組を支援する。

(3) 認証農場生産の畜産物流通等対策

日本版畜産GAPの認証を取得した生産者等の畜産物を適切に取り扱うため、日本版畜産GAP等により生産された畜産物の分別管理方策の検討、適切な分別管理

を確保するための研修会等を実施するものとする。

(4) 日本版畜産GAP認証拡大支援

日本版畜産GAPの認証の高度化により取得を拡大するため、他の認証スキームとの差分審査の検討、日本版畜産GAPの国際規格化に向けた情報収集等の取組を実施するものとする。

(5) GAP取得チャレンジシステム等推進

持続可能性に配慮した飼養管理への取組を推進するため、次に掲げる事業を実施するものとする。

ア GAP取得チャレンジシステム普及推進

国際機関、諸外国等におけるアニマルウェルフェアに関する検討及び実施の状況、国内における飼養管理、流通等の実態調査、アニマルウェルフェアに関する国際基準の策定、改訂等に対応した畜種ごとのアニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針の検討等及び調査、検討の結果を踏まえた事業成果報告書の作成を実施する。

イ GAP認証取得誘導、動物福祉配慮飼養管理普及

我が国におけるアニマルウェルフェアの考え方を普及・啓発するための研修会等の開催、パンフレットの作成・配布、飼養管理の指導を実施する。

ウ 生産者向け自己点検システム維持

自己点検システムの維持に要する経費の助成、研修会の開催、現地指導等を実施する。

(6) 事業の委託

事業実施主体は、事業を効果的に実施するために必要と認められる場合に限り、事業の一部を他の民間団体に委託することができるものとする。

2 補助要件

(1) 本事業を実施するに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならないものとする。

ア 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。

イ 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。

ウ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

(2) 本要綱別表1の10(2)に掲げる協議会とは、第1の1の取組の全部又は一部を行う能力を有する者で構成されるものであって、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約が定められていることを要するものとする。

(3) 事業の内容が成果目標の基準を満たしていること。

3 成果目標の設定

(1) 成果目標

2020 年度までに全国でのべ 1150 経営体（団体認証の場合は、当該団体を構成する経営体数を計上するものとする。）以上の認証取得を実現するため、実施する取組に応じ、畜産 G A P 又はアニマルウェルフェアに関する理解向上や、畜産 G A P 認証取得経営体数の増加など、具体的な成果目標を事業実施主体が設定することとする。

(2) 目標年度

(1) に掲げる成果目標の達成に係る目標年度は、事業実施年度の翌年度とする。

4 審査基準

本要綱別表 4 の 2 の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

(1) 日本版畜産 G A P に関する理解

- ア G A P に関係する国際的な動向について理解しているか。
- イ 国の G A P 関連施策について理解しているか。
- ウ 日本版畜産 G A P をめぐる状況について理解しているか。
- エ JGAP 家畜・畜産物の認証制度について理解しているか。
- オ JGAP 家畜・畜産物の認証取得状況について理解しているか。

(2) 日本版畜産 G A P の普及推進に向けた理解

- ア 日本版畜産 G A P を普及推進する必要性について理解しているか。
- イ 過去に日本版畜産 G A P に関連する取組を行ったことがあるか。
- ウ 日本版畜産 G A P の普及推進に向けて、課題が具体的に整理されているか。
- エ 日本版畜産 G A P の普及推進に向けた具体的な成果目標が設定されているか。
- オ 畜産の生産現場の実態を把握しているか。

第 2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要綱本体第 6 の 1 (1) に基づき、別添 3－2 により事業実施計画を作成し、生産局長（第 1 の 1 (2) の取組にあっては、都道府県又は市町村が事業実施主体となる場合に限り、地方農政局長）に提出するものとする。

2 事業の承認

生産局長（第 1 の 1 (2) の取組にあっては、都道府県又は市町村が事業実施主体となる場合に限り、地方農政局長）は、提出された事業実施計画の適否を審査し、適当と認める場合は事業実施計画を承認するものとする。

第 3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第 7 の 1 に基づき、別添 3－4 により事業実施報告書を作成し、生産局長（第 1 の 1 (2) の取組にあっては、都道府県又は市町村が事業実施主体となる場合に限り、地方農政局長）に報告するものとする。

2 事業の評価

(1) 事業実施主体は、本要綱本体第 8 の 1 (1) に基づき、別添 3－5 により自己評価を行い、生産局長に提出するものとする。

ただし、第１の１（２）の取組について、都道府県又は市町村が事業実施主体となる場合に限り、事業実施主体は、地方農政局長に提出するものとし、地方農政局はその内容を評価し、生産局に報告するものとする。

- （２）本要綱本体第８の１（２）に基づく評価所見は、同項の規定に関わらず、別添３－７に記入するものとする。

第４ その他

１ 収益納付

- （１）事業実施主体は、事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる場合には、別添３－８により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して３年間、報告に係る年度の翌年度の６月末日までに生産局長（第１の１（２）の取組にあっては、都道府県又は市町村が事業実施主体となる場合に限り、地方農政局長）に報告するものとする。

なお、報告を受けた者は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

- （２）（１）の報告を受けた者は、（１）の報告書に基づき、事業実施主体が相当の収益を得たと認める場合には、会計年度の収益額に、事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た率を乗じた金額について、事業実施主体に納付を命じるものとする。

- （３）収益を納付すべき期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して３年間とする。

ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

なお、（１）の報告を受けた者は、特に必要と認める場合にあっては、納付を求める期間を延長することができるものとする。

２ 管理運営

生産局長（都道府県又は市町村が第１の１（２）の取組の実施主体となる場合には地方農政局長）は、関係書類の整備等において、適切な措置を講じるよう、事業実施主体を十分に指導監督するとともに、事業の実施に必要な資料の提供を求めることができるものとする。

別添 3 - 1

GAP 拡大推進加速化事業（畜産 GAP 拡大推進加速化）の実施に当たってのガイドライン

事業実施主体は、本事業を実施する場合には、以下のガイドラインによるものとする。

1 総則

（１）本事業の補助対象経費は、本要綱別表 1 の 10（２）の補助対象経費の範囲のうち、本事業に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

（２）申請できない経費

事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は申請できないものとする。

ア 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費

イ 事業支援者等に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当。）

ウ 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

エ 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費

オ その他当該事業の実施に直接関連のない経費

カ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

キ 支払いが翌年度となる経費（賃金など前月分の実績を元に、支払いが翌月に発生する経費を除く。）

（３）国の他の補助事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組については、本事業の補助の対象外とする。

2 日本版畜産 GAP 審査体制の充実のための研修会（Ⅲの第 1 の 1 の（１）ア）

（１）支援対象者の要件

本事業の完了後 1 年以内に、日本版畜産 GAP 認証の審査を行う団体、法人等との間で契約を結ぶ等して、日本版畜産 GAP 認証の審査活動に従事する意欲がある者とする。

3 日本版畜産 GAP 等認証の取得（Ⅲの第 1 の 1 の（１）イ）

（１）支援対象者の要件

以下のアからエまでの全てを満たす者とする。

ア 次に掲げる者のいずれかに該当すること。

（ア）畜産を営む者

（イ）農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 3 章に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）

(ウ) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。）

(エ) 農業協同組合

(オ) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）

(カ) 株式会社又は持分会社であって農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの

(キ) 農業の専門学科を有する教育機関（地域への波及の観点から、認証審査の受審を公開することを要する。）

(ク) 日本版畜産 G A P 等の認証を普及させるための生産者研修を実施する都道府県の農業試験研究機関

(ケ) その他事業実施主体が支援の対象とすることが適当と認める者

イ 次の全てに該当すること。

(ア) 日本版畜産 G A P 等の我が国で取得可能な G A P 認証を、更新や継続でなく新規（G A P 認証を既に取得している農業者等が、他の G A P 認証を追加で取得する場合を含む。）で取得すること。

(イ) 事業実施年度を含めた 3 年間、継続して認証を取得することを確約すること（農業の専門学科を有する教育機関についてはこの限りでない。）。

ウ 配合飼料を購入して家畜を飼養する者又は団体（以下「畜産経営者」という。）

にあつては、配合飼料価格安定対策事業実施要綱（昭和 50 年 2 月 13 日付け 50 畜 B 第 302 号農林事務次官依命通知）の規定により配合飼料価格安定基金が定める業務方法書に基づき、配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる契約数量の締結を継続すること。また、前年度末時点において配合飼料価格安定基金との契約を締結していない畜産経営者については、配合飼料価格安定基金との契約を締結するよう努めるものとする。

エ 助成を受けるに当たり、日本版畜産 G A P 等の認証審査を受審した旨を証する書類及び審査日数を確認できる書類（以下「受審証明書等」という。）を事業実施主体に提出すること。ただし、支援対象者の責めに帰すことができない事由により、事業の実施期間内に審査を受審することが困難な場合にあつては、受審証明書等の提出に代えて、審査会社との契約の締結を証明する書類を提出することができるものとする。

（２）支援対象者への助成額の上限

事業実施主体から支援対象者に対する支援の上限額は以下のとおりとする。ただし、農業の専門学科を有する教育機関については上限額を設定しないものとする。

ア 支援対象者が個別に認証を取得する場合

認証の種類ごとに、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類		助成額の上限
1	JGAP 家畜・畜産物（農場 HACCP との差分審査）	60 千円
2	JGAP 家畜・畜産物（１以外）	150 千円
3	GLOBAL G. A. P.	450 千円

ただし、上限額は諸費用及び旅費を含むこととし、税抜き額とする。

- イ 複数経営体により構成される団体である支援対象者が認証を取得する場合
認証の種類ごとに、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	助成額の上限
1 JGAP 家畜・畜産物 (農場 HACCP との差分審査)	60 千円 × (団体の構成員の平方根 + 2)
2 JGAP 家畜・畜産物 (1 以外)	150 千円 × (団体の構成員の平方根 + 2)
3 GLOBALG. A. P.	450 千円 × (団体の構成員の平方根 + 2)

ただし、上限額は諸費用及び旅費を含むこととし、税抜き額とする。また、団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。

4 日本版畜産 G A P 指導員の育成 (Ⅲの第 1 の 1 の (2) ア)

(1) 支援対象者の要件

以下のア及びイの要件を全て満たす者とする。

- ア 広く地域の農業者に対し、日本版畜産 G A P の実施に関する指導を行う意欲があること。
- イ 事業実施年度から少なくとも 3 年の間、指導活動の対価を、当該指導を受けた者から受領しないこと。

5 日本版畜産 G A P の普及推進 (Ⅲの第 1 の 1 の (2) ウ)

(1) 支援対象の取組

Ⅲの第 1 の 1 の (2) ウのうち、I C T システムの導入については、I C T システム導入のための初期設定料及び I C T システム利用料に限り、I C T システム機器の購入・リース料を除く (ただし、日本版畜産 G A P 指導員がその指導において直接必要な場合に限り、I C T システム機器のリース費用を含む。) 。

6 日本版畜産 G A P 認証の取得に係る研修 (Ⅲの第 1 の 1 の (2) エ)

(1) 支援対象者の要件

以下のア及びイの要件を全て満たす者とする。

- ア 3 の (1) のアからウまでに定める要件を全て満たすこと。
- イ 助成を受けるに当たり、コンサルタントとの契約書類、コンサルタントから指導を受けた書類を事業実施主体に提出すること。ただし、支援対象者の責めに帰すことができない事由により、事業の実施期間内にコンサルタントによる指導を受けることが困難な場合にあっては、コンサルタントから指導を受けた書類の提出を要さないものとする。

(2) 支援対象者への助成額の上限

事業実施主体から支援対象者に対する支援の上限額は以下のとおりとする。

- ア 支援対象者が個別にコンサルタントの指導を受ける場合
認証の種類に関わらず、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	助成額の上限
1 JGAP 家畜・畜産物（農場 HACCP との差分審査）	70 千円
2 JGAP 家畜・畜産物（1 以外）	
3 GLOBALG. A. P.	

ただし、上限額は諸費用及び旅費を含むこととし、税抜き額とする。また、助成回数は生産者ごとに1回限りとする。

イ 複数経営体により構成される団体である支援対象者が個別にコンサルタントの指導を受ける場合

認証の種類に関わらず、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	助成額の上限
1 JGAP 家畜・畜産物 （農場 HACCP との差分審査）	70 千円 × （団体の構成員の平方根 + 2）
2 JGAP 家畜・畜産物（1 以外）	
3 GLOBALG. A. P.	

ただし、上限額は諸費用及び旅費を含むこととし、税抜き額とする。また、団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。なお、助成回数は1団体ごとに1回限りとする。

IV G A P 取組・認証拡大推進交付金

第1 事業の内容

1 定義

(1) 国際水準G A Pの実施

国際水準G A Pの実施とは、農業者が、取引先からの要請、自らの経営判断等に応じてGLOBALG. A. P. やASIAGAP等のG A P認証取得がいつでも可能となる水準を目指し、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護及び農場経営管理に係る生産工程管理の取組（以下「G A P」という。）について、十分な知識・知見を有する指導者による指導、研修等を通じて理解した上で、その理解に基づき、実施することを行う。

(2) G A P指導員

G A P指導員とは、農業者に対する国際水準G A Pの実施に関する指導を行うために必要な高い水準の知識を習得するための研修を受講するとともに、国際水準G A Pの実施に向けた指導実績を3件以上有する者をいう。

(3) G A P指導体制

G A P指導体制とは、農業者のG A Pに対する理解を促し、G A Pの実施又は認証取得の促進を目的として、(2)の指導員による指導・助言等の活動を推進する体制のことをいう。

(4) G A P認証

本交付金において取得拡大の支援対象となるG A P認証は、GLOBALG. A. P.、ASIAGAP及びJGAPとする。

2 事業の取組内容

(1) 本交付金の目的は以下のとおりとする。

ア G A P指導活動の推進

イ G A P認証の取得拡大

(2) (1)の目的を達成するための具体的な目標値、事業メニュー及びその内容、目標値設定に当たっての根拠及び留意事項並びに交付率は、別添4-1のとおりとする。

なお、別添4-1の事業メニュー及びその内容の欄に掲げる取組は、別添4-2に従って実施するものとする。

また、次のア及びイに掲げる事項を実施する場合には、当該ア及びイに定める点に留意するものとする。

ア 検討会等の開催

経費には、旅費、謝金及び資料作成費等（検討会等を開催する上で真に必要なものに限る。）を含むものとする。

イ 研修会等の開催

研修会等の開催に当たり、参加者から参加費用を徴収する場合には、徴収した額と交付金との合計額が開催経費を上回ってはならない。

3 成果目標の設定

本要綱本体第3の1の成果目標は、別添4-1の目標値の欄に掲げる目標とし、目標ごとに事業終了時に達成すべき具体的な目標値を設定するものとする。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要綱本体第6の1（2）に基づき別添4－4により事業実施計画を作成し、地方農政局長へ提出するものとする。

2 事業実施計画の審査及び承認

（1）地方農政局長は、1の事業実施計画について、当該事業実施主体等の取組状況を勘案し、目標値の設定の妥当性及びその達成の可能性に関する審査を行う。

（2）地方農政局長は、（1）の審査を行った上で、事業実施計画を承認するものとする。

（3）地方農政局長は、（2）において承認を行った場合には、速やかに生産局長に報告するものとする。

3 事業実施計画の変更

（1）本交付金の交付を受けた事業実施主体は、目標値の達成に資する場合には、交付金額の範囲内で、事業実施計画の内容を変更することができるものとする。

（2）本要綱本体第6の1（2）ウ（エ）に規定する事業実施計画の重要な変更は、「目標値の変更」とする。

（3）地方農政局長は、本要綱本体第6の1（2）ウの重要な変更に係る手続を行う場合には、必要に応じ、事業実施主体に対し意見を述べるができるものとする。

4 事業実施計画に係る指導

地方農政局長は、事業実施主体に対し、交付金で実施する内容が本事業の目的や推進方向に鑑み適切なものとなるよう、指導を行うものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、毎年、次の（1）から（4）までに掲げる時点における事業の進捗状況を取りまとめ、（1）から（3）までについては当該時点から1か月以内に、（4）については別途指定する日までの間に、書面又は電子ファイルにより、地方農政局に報告するものとする。

（1）7月末時点

（2）12月末時点

（3）3月末時点

（4）必要に応じて、地方農政局が指定する時点

2 事業の評価

本要綱本体第8の2に基づく事業の評価は、次のとおりとする。

（1）事業実施主体は、成果目標の達成状況について、別添4－6により成果及び評価報告書を作成し、自己評価を行い、事業実施年度の翌年度の6月末までに、地方農政局長に報告するものとする。

（2）（1）の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、地方農政局においてその内容について点検評価し、その結果を踏まえた評価所見を記入するものとする。

（3）生産局は、地方農政局の点検評価結果を取りまとめ、本要綱本体第8の1（3）に定める評価検討委員会（以下「評価検討委員会」という。）に諮るものとし、地

方農政局長は、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

この場合において、評価検討委員会が意見聴取を行うときは、地方農政局長は必要に応じて、事業実施主体に指示して、事業の取組内容を評価検討委員会に説明させることができるものとする。

(4) 地方農政局長は、(3)により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。

(5) 地方農政局は、(2)の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導及び助言を行い、別添４－７により速やかに改善計画を提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合にあっては成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

また、本ただし書きの規定は、本要綱本体附則５の規定に関わらず、平成３０年度に実施された農業生産工程管理推進事業交付金実施要綱（平成３０年４月１日付け２９生産第２３４７号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業の評価に適用することができるものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(6) (5)の改善計画に基づく取組の再評価については、(1)及び(2)に準じて行うものとする。

なお、事業実施主体は、成果目標の達成状況を改善計画の終期となる年度の翌年度６月末日までに報告することとする。

(7) 地方農政局は、(5)により指導を行った場合には、その内容を生産局に報告するものとする。

第４ その他

１ 交付金の算定

(1) 国は、毎年度、予算の範囲内において、(2)により算定する交付金を事業実施主体に交付するものとする。

(2) 事業実施主体への本交付金の交付額は、本要綱本体第６の１(2)により各事業実施主体から提出される事業実施計画に記載された目標値等を基に、別添４－８により算定する。

(3) 国は、地方農政局長が事業実施主体から提出のあった事業実施計画の重要な変更を承認した場合において、必要に応じ、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は当該事業実施主体に対し、すでに交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

(4) 国は、事業実施主体から交付金の減額又は返還（以下「減額等」という。）を受けた場合、当該減額等額について、他の事業実施主体からの要望又は国の方針に基づき、事業実施主体に追加交付することができる。

2 推進指導

地方農政局長は、第2の4、第3の2（5）に掲げる指導を行うに当たっては、必要に応じて学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。

別添４－１ 本交付金の目的、目標値、事業メニュー及びその内容、目標値設定に当たっての根拠及び留意事項並びに交付率

目 的	目 標 値	事業メニュー及びその内容	目標値設定に当たっての根拠及び留意事項	交付率
1 GAP指導活動の推進	GAP指導農業者数	(1) GAP指導員及びGAP認証審査員の育成 GAP指導員やGAP認証審査員の育成・充実に必要な研修会の開催、研修への派遣等の取組を行う。 (2) GAP指導活動の推進 GAP指導員等が、農業者等に対して行う指導活動を支援する。	<根拠となるデータ等> 当該事業実施主体が定めるGAPの指導体制に位置付けられる者(以下「GAP指導員等」という。)のリスト及び地区別の指導見込農業者数を記載したリストを提出するものとする。 <目標値設定に当たっての留意事項> ア GAP指導農業者とは、GAP指導員等から、現地指導を含む複数回の国際水準GAPの実施に関する指導を受け、国際水準GAPの取組を始めた(あるいは取組を改善した)者をいう。なお、達成数のカウントにあたり、当該GAP指導を受けた農業者のGAP認証取得の有無は問わない。 イ アの指導に当たっては、GAP指導員等は指導の記録を残すものとし、事業実施主体の求めに応じ、当該記録を開示できるようにしておくこと。	事業費の定額 (10/10以内) とする 事業費の定額 (10/10以内) とする
2 GAP認証の取得拡大	GAP認証の新規取得経営体数	地域のモデルとなる農業者等の認証取得の支援 地域のモデルとなる農業者等が、新規にGAP認証を取得するのに当たって必要な、次に掲げる取組に要する費用を助成する。	<根拠となるデータ等> 事業実施年度中に、本事業を活用し、新規にGAP認証を取得することが見込まれる農業者経営体数について、事業実施主体がリストにまとめ、提出するものとする。	事業費の定額 (ただし、別添 ４－３に定める 上限の範囲内) とする

		ア 認証審査 イ 認証取得に係る環境整備 ウ 研修指導の受講	＜目標値設定に当たっての留意事項＞ ア 農産物に係る認証を対象とし、畜産物に係る認証は除外する。 イ 新規取得経営体数には、事業実施年度中にGAP認証の審査を受審し、又は審査の受審に係る契約を締結しており、速やかに認証を取得することが見込まれる者を含めることができるものとする。 ウ 団体認証を取得することが見込まれる者にあつては、団体の名称や構成経営体数をリストにより明らかにすること。	
--	--	---	--	--

別添 4－2

GAP 拡大推進加速化事業（GAP 取組・認証拡大推進交付金）の実施に 当たってのガイドライン

事業実施主体は、目標値の達成のために、本交付金を活用した事業メニューを実施する場合には、以下のガイドラインによるものとする。

1 GAP 指導活動の推進

（1）GAP 指導員及びGAP 認証審査員の育成に係る取組

ア 事業の目的

（ア）GAP 指導員の育成

事業実施主体において、農業者による国際水準GAPの実施及び認証取得の拡大を推進するため、国際水準GAPの実施に係る指導等ができる者（農業者団体等における内部監査又は内部検査を行える者を含む）を育成する。

（イ）GAP 認証審査員の育成

地方においてGAP認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP 及び JGAP に限る。以下同じ。）の個別認証又は団体認証に係る審査を行うことのできる審査員（以下「GAP 認証審査員」という。）を増員するため、審査員に必要な知識と技能を有する者を育成する。

イ 事業内容

GAP 指導員やGAP 認証審査員の育成・充実に必要な研修会の開催、研修への派遣等の取組を行う。

ウ 事業の対象者の要件

本事業において、研修費用等の支援を行う対象者は次に掲げる者とする。

（ア）GAP 指導員の育成に係る取組

次に掲げる者のうち、国際水準GAPの実施に関する指導に従事することが確実に見込まれるものとして、事業実施主体のGAP指導体制計画に位置付けられるもの（GAP指導員等）とする。

なお、本事業を活用して育成された者については、事業実施年度から少なくとも3年の間、指導活動の対価を、当該指導を受けた者から受領しないことを要件とする。

また、団体でGAPに取り組む農業者等に対して、内部監査又は内部検査を行う者を対象に含めることができるものとする。

- a 普及指導員等の都道府県職員
- b 営農指導員等の農業協同組合職員
- c 農業教育機関（農業大学校、農業高校等）の教員
- d 市町村職員
- e 農業者の中で指導的立場の者
- f その他、事業実施主体が指導体制に位置付けることが適当であると考え
る者

（イ）GAP 認証審査員の育成に係る取組の対象

次に掲げる者のうち、本事業の完了後１年以内にＧＡＰ認証の審査を行う団体、法人等（以下「審査会社」という。）との間で契約を結ぶ等して、ＧＡＰ認証の審査活動に従事する意欲があるもの（既に審査団体、法人等の審査員として活動している者を除く。）とする。

- a 普及指導員等の都道府県職員
- b 営農指導員等の農業協同組合職員
- c 農業教育機関の教員
- d 市町村職員
- e 農業者の中で指導的立場の者
- f その他、事業実施主体が審査員育成の対象として支援することが適当であるとする者

エ 留意事項

各事業メニューの支援内容は、取組事項別に次に掲げる内容を参考に策定するものとする。

（ア）ＧＡＰ指導員の育成に係る取組

取組事項	費目別の内容例示	備考
1 ＧＡＰ指導員育成研修の開催又は受講 2 ＧＡＰ指導員育成研修への派遣 3 その他ＧＡＰ指導員の育成に高い効果が期待される取組	1 謝金 研修会等の講師謝金等 2 調査等旅費 都道府県職員の研修受講や先進地調査、「ＧＡＰ認証の公開審査」の視察等に係る旅費 3 委員旅費 研修会等の講師旅費、関係機関・団体職員等の研修受講や先進地調査、「ＧＡＰ認証の公開審査」の視察等に係る旅費 4 研修受講費 研修の受講料、テキスト購入料等 5 印刷製本費 研修会等の資料等 6 通信・運搬費 研修会等資料の発送費等 7 会場借料 研修会等の会場借料等 8 消耗品費 研修会等の開催に必要な消耗品等 9 資料購入費 ＧＡＰ指導員育成用教材の購入等	ＧＡＰ指導員育成研修とは、国際水準ＧＡＰの実施及び認証取得に関する指導ができる者の育成に資する研修をいう。

※ 費目別の内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を補助対象経費の範囲内で本交付金の対象とできる。ただし、取組事項３については、事業実施主体において、高い効果が期待されると判断した

理由を整理しておくこと。

(イ) G A P 認証審査員の育成に係る取組

取組事項	費目別の内容例示	備考
1 審査員育成説明会の開催	1 謝金 研修会等の講師謝金等	審査員育成研修会とは、G A P の認証に係る審査を行うことのできる能力を有する者の育成に資する研修をいう。
2 審査員育成研修会の開催	2 調査等旅費 都道府県職員の研修受講や「G A P 認証の公開審査」の視察等に係る旅費	
3 審査員育成研修への派遣	3 委員旅費	
4 その他 G A P 認証に係る審査員の育成に高い効果が期待される取組	研修会等の講師旅費、関係機関・団体職員等の研修受講や「G A P 認証の公開審査」の視察等に係る旅費	
	4 研修受講費 研修の受講料、テキスト購入料等	
	5 印刷製本費 研修会等の資料作成費等	
	6 通信・運搬費 研修会等資料の発送費等	
	7 会場借料 研修会等の会場借料等	
	8 消耗品費 研修会等の開催に必要な消耗品等	
	9 資料購入費 G A P 認証審査員育成用教材の購入等	

※ 費目別の内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を補助対象経費の範囲内で本交付金の対象とできる。ただし、取組事項 4 については、事業実施主体において、高い効果が期待されると判断した理由を整理しておくこと。

(2) G A P 指導活動の推進に係る取組

ア 事業の目的

事業実施主体において、G A P 指導員等による指導活動を推進し、いつでも認証取得が可能な水準となるよう農業者の G A P 実践のレベルアップを図るものとする。

イ 事業の内容

G A P 指導員等が、農業者等に対して行う指導活動を支援する。

ウ 事業の対象者の要件

本事業において、活動費用等の支援を行う対象は、次に掲げる者のうち、事業実

施主体のGAP指導体制計画に位置付けられるもの（GAP指導員等）とする。

なお、（ウ）及び（オ）に掲げる者については、自らが所属する機関・組織等に対する指導活動は補助の対象外とする。

（ア）普及指導員等の都道府県職員

（イ）営農指導員等の農業協同組合職員

（ウ）農業教育機関の教員

（エ）市町村職員

（オ）農業者の中で指導的立場の者

（カ）その他、事業実施主体が指導体制に位置付けることが適当であるとする者

エ 留意事項

事業メニューの支援内容は、取組事項別に次に掲げる内容を参考に策定するものとする。

取組事項	費目別の内容例示	備考
1 GAP指導員等による指導活動 2 指導体制検討会の開催 3 指導情報端末の導入 4 その他農業者のGAPの実施に関する指導に高い効果が期待される取組	1 謝金 研修会等の講師謝金等 2 調査等旅費 都道府県職員の農業者指導に係る旅費等 3 委員旅費 関係機関・団体職員等の検討会の出席や農業者指導に係る旅費等 4 研修受講費 団体認証取得を目指す農業者及び団体事務局職員を対象とした内部監査員研修の受講料、テキスト購入料等 5 印刷製本費 農業者指導に係る資料作成費等 6 通信・運搬費 指導に必要なICT端末の通信料（本事業によりリース導入した端末に係る分に限る。通信料には、基本使用料やインターネット接続サービス料等の毎月の固定費用を含む。）や、研修会等資料の発送費等 7 会場借料	・指導活動とは、農業者に対する国際水準GAPの実施に関する指導（GAP認証取得の有無は問わない。）をいう。 ・指導体制検討会とは、都道府県の指導方針等を検討するための会議をいう。

	農業者指導に必要な会場借料等 8 消耗品費 農業者指導に必要な消耗品等 9 借上費 指導に必要な I C T 端末のリース料、システム利用料、初期設定費用等（ただし、端末の購入費用を除く。） 10 資料購入費 指導参考図書の購入等 11 情報発信費 研修会等の P R 資材、広告等 12 燃料費 G A P 指導員等による現地指導等のため、自動車で移動する場合のガソリン代（調査等旅費又は委員旅費に該当する場合を除く。） 13 備品費 G A P の指導活動に直接必要な備品等（リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）	
--	---	--

※ 費目別の内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を補助対象経費の範囲内で本交付金の対象とできる。ただし、取組事項 4 については、事業実施主体において、高い効果が期待されると判断した理由を整理しておくこと。

2 地域のモデルとなる農業者等の認証取得の支援に係る取組

(1) 事業の目的

GAP 認証の取得拡大に向け、地域のモデルとなる農業者等（当該農業者等の GAP 認証の取得及び取得に向けた取組により、当該都道府県内の農業者等の GAP の取組拡大を誘発することが期待できる農業者等をいう。以下「支援対象者」という。）を対象に、認証取得に必要な環境整備や審査費用の支援（事業実施主体が（2）に掲げる事業内容を自ら行う場合に要する経費の支出を含む。以下同じ。）を行う。

(2) 事業内容

支援対象者が新規に GAP 認証を取得するのに当たって必要となる、次に掲げる取組に要する費用を支援する。ただし、アの取組は必須とする。

なお、支援対象者のうち、農業の専門学科を有する教育機関（高等学校、大学その他学校法人、農業者研修教育施設等のうち、現に授業カリキュラムに GAP の実施に関する教育を位置付け、又は位置付けることとしている機関をいう。以下同じ。）にあつては、アに掲げる取組に要する経費のみを支援するものとする。

ア 認証審査

GAP 認証の取得に必要な審査の受審の取組。

なお、やむを得ない事情により事業の実施期間内に審査を受審することが困難な場合（困難な理由を支援対象者の責めに帰することができない場合に限る。）にあつては、審査会社との契約の締結（事業実施主体から本取組の完了の考え方について申請があり、当該考え方が事業実施主体の責任の下に次年度における認証審査の受審に結び付くものであるとして、地方農政局長がこれを承認した場合においては、当該考え方。以下同じ。）をもって、本取組を完了したものとみなすことができるものとする。

また、農業の専門学科を有する教育機関にあつては、地域への波及の観点から、当該審査の受審を公開しなければならない。

イ 認証取得に係る環境整備

GAP 認証取得に必要な次に掲げる取組

(ア) 残留農薬等の分析

(イ) ICT を活用して GAP 認証の取得に必要な作業工程管理を入力し、又は技術者等からのガイダンスを受信するシステム（以下「ICT システム」という。）の導入。ただし、ICT システム導入のための初期設定料（ICT システム機器の購入・リース費用を除く。）及び ICT システム利用料に限る。

(ウ) 設備（農薬保管庫やトイレ等の施設整備を除く。）の改修資材の導入の取組（取得単価が 50 万円未満のものに限る。）

ウ 研修指導の受講

GAP 認証の取得に必要な研修指導の受講の取組。ただし、支援対象者が研修指導を受講するための旅費は支援の対象外とする。

(3) 補助額の上限額

事業実施主体から支援対象者に対する支援の上限額は、別添 4－3 のとおりとする。

(4) 支援対象者の要件

支援対象者は、次のアからキまでに掲げる者のうち、事業実施主体のGAP推進方針に合致するものとする。また、カ以外の者にあつては、事業実施年度を含めた3年間、継続して認証を取得することを確約することを要することとする。

ア 農業者

イ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）

ウ 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）

エ 農業協同組合

オ その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）

カ 農業の専門学科を有する教育機関

キ その他事業実施主体が支援の対象とすることが適当と認める者

(5) 留意事項

支援対象者の支援に当たっては、次のことに留意するものとする。

ア 支援対象となるGAP認証は、GLOBAL G.A.P.、ASIAGAP及びJGAPとする。

イ アに掲げるGAP認証のいずれかを既に取得している農業者等が、他のGAP認証又は同認証の新たなカテゴリーの認証を追加で取得する場合は、支援の対象とする。

また、農業者等の団体がGAP認証を取得しており、当該団体を構成する農業者等が新たにGAP認証を取得する場合にあつては、新たに追加される農業者等による取組部分に限って支援対象とすることができるものとする。

ウ 2(2)ア及びウの取組の実施にあたっては、支援対象者は少なくとも1者以上から見積書を取得するものとする。

エ 各事業メニューの支援内容は、取組事項別に次に掲げる内容を参考に策定するものとする。

取組事項	費目別の内容例示	備考
1 認証審査 2 認証取得に係る環境整備 3 研修指導の受講	(事業実施主体の取組) 支援対象者の認証取得支援事務を行うに当たって必要な以下の経費 ・ 謝金 審査会の委員謝金等 ・ 調査等旅費 都道府県職員の事業周知に係る旅費等 ・ 委員旅費 審査会委員の旅費等 ・ 印刷製本費 審査会の資料作成等 ・ 通信・運搬費	・ 認証審査、研修指導の受講にあつては、原則として、事業実施主体の指導体制に位置付けられた者が立ち会うこと。 ・ 認証取得に係る環境整備については、GAP認証取得に必要なものに限る。

	審査会資料の発送費等 ・ 会場借料 審査会の会場借料等 ・ 消耗品費 支援事務に使用する消耗品等 ・ 情報発信費 認証取得支援のPR資材、広告等 (支援対象者の取組) ・ 認証取得推進費 (認証審査に要する費用(審査員旅費を含む。)、設備改修資材の導入に要する費用、分析費(残留農薬、水質、土壌等)、ICTシステムに係る初期設定料及び利用料、研修指導に要する費用(講師旅費を含む。))	
--	--	--

※ 費目別の内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を補助対象経費の範囲内で本交付金の対象とできる。ただし、支援対象者の取組については、(2)アからウまでに掲げる取組に要する経費のみを対象とする。

オ 支援対象者の選定に当たっては、当該都道府県内の農業者等のGAPの取組拡大を喚起する観点から、農業者による認証取得コストの削減に資する団体認証を最優先するものとし、その他次に掲げる例のように選考方法を工夫することが望ましい。

(例) 団体認証以外の選定に当たって、優先順位付けを行う。

ポイント項目	考え方
農業教育機関	農業教育機関で認証を取得することによって、当該地域の農業者等に対するGAPの実施、認証取得の喚起につながることを期待されることを優先する。
実需者からの取引要件への対応	GAP認証が、取引先からの要請等に基づいて取得するものであることを優先する。
GFP登録の有無	GFP(農林水産省において実施中の農林水産物・食品輸出促進プロジェクトをいう。以下同じ。)のコミュニティサイトに登録し、輸出の意向を示している者を優先する。
認証の種類	輸出などの販路拡大を視野に、GLOBALG. A. P. 及び ASIAGAP がGFSI承認を得ていることなどを考慮して優先順位付けを行う。
認証の新規取得	既に他のGAP認証又は他のカテゴリーのGAP認証を既に取得している農業者等よりも、新規にGAP認証を取得する者を優先する。

カ 事業実施主体は、支援対象者が(4)アからウに掲げる者の場合にあつては、経営の安定を図るため、農業共済組合等と連携し、農業共済、農業経営収入保険その他農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

別添 4－3 G A P 認証取得に係る支援額の上限設定について

事業実施主体が、支援対象者の G A P 認証取得の取組に対して支援を行う際には、下記
の上限額の範囲内で行うものとする。

ただし、本交付金による支援と重複しない範囲で、支援対象者の G A P 認証取得の取組
を、国の助成以外の事業実施主体の予算等により支援することを妨げないものとする。

記

1 上限の設定の考え方

予算の範囲内で最大限の認証取得の拡大を図る観点から、審査費用等の実勢価格を
踏まえた上限額を設定する。ただし、農業の専門学科を有する教育機関については、上
限額を設定しないものとする。

2 上限

(1) 個別に認証を取得する場合

ア 認証の種類ごとに、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	295 千円
ASIAGAP	150 千円
JGAP	130 千円

(注 1) 上限額は税抜き額とする。

(注 2) 審査費用には諸費用（登録費用、認証発行手数料等）を含むものとする。

イ ただし、認証審査及び研修指導の受講に係る審査員及び講師の旅費については、
これとは別に支援額の上限を以下のとおり定める。なお、審査費用に旅費が内包さ
れている場合など、旅費の額が明らかとならない場合にあっては、旅費に係る支援
は対象外とする。

(ア) 認証審査に要する審査員旅費

審査の受審 1 日に要する旅費に限り、原則として実費の 1 / 2 の範囲内で支
援するものとする。ただし、支援対象者の責めに帰すことのできない事由により
事業実施期間内に審査を受審することが困難である場合に、審査会社との契約
の締結をもって認証審査の取組が完了したものとみなすときにあっては、事業
実施主体が定める旅費規程等に基づく旅費相当額の 1 / 2 の範囲内において支
援することも可とする。

(イ) 研修指導の受講に係る講師の旅費

研修指導 1 日に要する旅費に限り、実費の 1 / 2 の範囲内で支援するもの
とする。

(ウ) (ア) 及び (イ) の 1 日に要する旅費とは、往復分の交通賃及び宿泊を伴う場
合においては 1 泊分の宿泊料とする。

(2) 団体に認証を取得する場合

ア 支援対象者が複数経営体により構成される団体等の場合には、認証の種類ご
とに、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	支援額の上限
GLOBAL G. A. P.	295 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)
ASIAGAP	150 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)
JGAP	130 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)

(注 1) 上限額は税抜き額とする。

(注 2) 審査費用には諸費用（登録費用、認証発行手数料等）を含むことができることとする。

(注 3) 団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。

イ ただし、認証審査及び研修指導の受講に係る審査員及び講師の旅費については、これとは別に支援額の上限を以下のとおり定める。なお、審査費用に旅費が内包されている場合など、旅費の額が明らかとならない場合にあっては、旅費に係る支援は対象外とする。

(ア) 認証審査に要する審査員旅費

審査の受審に要する旅費について、原則として実費の 1 / 2 の範囲内で支援することとする。ただし、支援対象者の責めに帰すことができない事情により事業実施期間内に審査を受審することが困難である場合に、審査会社との契約の締結をもって認証審査の取組が完了したものとみなすときにあっては、事業実施主体が定める旅費規程等に基づく旅費相当額の 1 / 2 の範囲内において支援することも可とする。

(イ) 研修指導の受講に係る講師の旅費

研修指導（団体の構成員数の平方根 + 2）日分に要する旅費に限り、実費の 1 / 2 の範囲内で支援するものとする。この場合の旅費とは、往復分の交通賃及び宿泊を伴う場合には（団体の構成員数の平方根 + 2）泊分を上限とした実際に宿泊した泊数分の宿泊料とする。

ウ 別添 4-2 の 2 (5) イ また書きにより、新たに追加される農業者等による取組部分に限って支援対象とする場合にあっては、ア中「団体の構成員数」とあるのは、「新たに追加される農業者等の数」と読み替えて上限を定めることとし、対象となる支援額については、実際に要した額（全体額）を既に取り組んでいる農業者等の数と新たに取組む農業者等の数で按分等により、新規に取り組む農業者等が認証取得に要した経費を算定するものとする。

別添 4－8 事業実施主体に交付する交付金の額の算定の方法について

1 事業実施主体に交付する交付金の額は、次により求める額とする。

$$\text{交付額} = \text{①} + \left((A - \Sigma \text{①}) \times (\text{②} + \text{③}) \right)$$

(1) 団体認証取得支援に係る配分

団体認証取得支援に係る配分は、団体認証取得支援の目標値に応じて、審査等支援費用、審査員等旅費及びGAP指導員等による指導活動旅費を算定し配分するものとし、その計算式は次のとおりとする。

$$\text{①} = \text{ア} + \text{イ} + \text{ウ}$$

GAP認証の種類別の計算式

(審査等支援費用＋審査員等旅費) × 団体支援数＋GAP指導員等による指導活動旅費 5 日分

ア GLOBALG. A. P. の認証取得支援に係る配分

$$\text{ア} = (295 \text{ 千円} \times (\sqrt{(BG/CG)} + 2) + (21 \text{ 千円} \times \sqrt{(BG/CG)} + 2)) \times CG + (1 \text{ 千円} \times BG \times 5 \text{ 日})$$

イ ASIAGAP の認証取得支援に係る配分

$$\text{イ} = (150 \text{ 千円} \times (\sqrt{(BA/CA)} + 2) + (21 \text{ 千円} \times \sqrt{(BA/CA)} + 2)) \times CA + (1 \text{ 千円} \times BA \times 5 \text{ 日})$$

ウ JGAP の認証取得支援に係る配分

$$\text{ウ} = (130 \text{ 千円} \times (\sqrt{(BJ/CJ)} + 2) + (21 \text{ 千円} \times \sqrt{(BJ/CJ)} + 2)) \times CJ + (1 \text{ 千円} \times BJ \times 5 \text{ 日})$$

(2) 個別認証取得支援及び指導活動に係る配分

② 個別認証取得支援に係る配分 (ウェイト 60%)

$$\text{②} = 0.6 \times D / \Sigma D$$

③ 指導活動に係る配分 (ウェイト 40%)

$$\text{③} = 0.4 \times (E + F) / \Sigma (E + F)$$

A：当該年度の予算の総額

Σ ①：①の総和

B G：各事業実施主体における GLOBALG. A. P. に係る団体認証の取得支援経営体数（目標値）

C G：各事業実施主体における GLOBALG. A. P. に係る団体認証の取得支援数（目標値）

$\sqrt{(B G / C G)}$ ：各事業実施主体における GLOBALG. A. P. に係る 1 団体あたり平均構成員数（ $B G / C G$ ）の平方根（小数点以下の端数切り上げ）

B A：各事業実施主体における ASIAGAP に係る団体認証の取得支援経営体数（目標値）

C A：各事業実施主体における ASIAGAP に係る団体認証の取得支援数（目標値）

$\sqrt{(B A / C A)}$ ：当該事業実施主体における ASIAGAP に係る 1 団体あたり平均構成員数（ $B A / C A$ ）の平方根（小数点以下の端数切り上げ）

B J：各事業実施主体における JGAP に係る団体認証の取得支援経営体数（目標値）

C J：各事業実施主体における JGAP に係る団体認証の取得支援数（目標値）

$\sqrt{(B J / C J)}$ ：各事業実施主体における JGAP に係る 1 団体あたり平均構成員数（ $B J / C J$ ）の平方根（小数点以下の端数切り上げ）

D：各事業実施主体における個別認証取得支援経営体数（目標値）

ΣD ：Dの総和

E：各事業実施主体における G A P 指導農業者数（目標値）

F：Eのうち G F P のコミュニティサイトに登録した農業者数（目標値）

$\Sigma (E + F)$ ：(E + F) の総和

2 1による交付額が、別途事業実施主体から報告のあった配分要望額（以下「配分要望額」という。）を超えた事業実施主体にあっては、配分要望額をもって交付額とする。

3 配分要望額と 1 による交付額との差額（以下「調整差額」という。）については、配分要望額をもって交付額とした事業実施主体を除いた各事業実施主体の交付額に、次により求める交付加算額を加算することにより調整する。

交付加算額＝調整差額 × (②＋③) ※

※ ②及び③については、1 (2) の規定により算出するものとし、配分要望額をもって交付額とした事業実施主体の E 及び F は、 ΣD 及び $\Sigma (E + F)$ から除外する。

4 3による加算後の交付額（以下「加算後交付額」という。）が、配分要望額を超えた事業実施主体にあっては、配分要望額をもって交付額とし、加算後交付額と配分要望額との差額については、3により調整する。この場合、同項中「1による交付額」とあるのは「加算後交付額」と読み替えるものとする。本項の規定は、交付金の交付を受ける全ての事業実施主体の交付額の総和が A と合致するまで繰り返し適用する。